

第25 パッケージ型消火設備（令第29条の4、平成16年告示第12号関係）

1 用語の定義

パッケージ型消火設備とは、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）及び「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年告示第12号。以下第25において「告示第12号」という。）で規定するものをいう。

なお、この章において、パッケージ型消火設備には、当該消防用設備等と同じ消防の用に供する設備等を含むものとする。

2 設置することができる防火対象物の要件

(1) 告示第12号第3の規定によるほか、条例第47条第1項第1号及び第2号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、5に適合するものについても設置することができる。

(2) 告示第12号第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、「初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部」（ピロティ、開放廊下、窓、排煙口等、排煙上有効な開口部。以下「有効な開口部」という。）を有しない場所を指す。

なお、有効な開口部を有しない場所であっても、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に該当しないものとして取り扱うことができる場合の例は、次によること。（第25－1図参照）

ア 避難口を容易に見とおしでき、かつ、当該場所を警戒しているパッケージ型消火設備の設置場所が次の(7)及び(イ)に該当する場所

(7) 当該階の主要な避難口を容易に見とおしできるなど、避難経路が明確であり、避難上支障ないこと。

(イ) 有効な開口部を有すること。

イ 次に掲げる場所

(7) 階段、浴室、便所その他これらに類する場所

(イ) エレベーター及びエスカレーターの昇降路並びにリネンシュート及びパイプダクトその他これらに類する部分

(7) 人の立ち入る可能性の全くない部分

(エ) その他出火のおそれが著しく少ないと認められる場所

3 設置場所

告示第12号第4の規定のほか、次によること。●

(1) 容易に使用でき、かつ、避難口又は階段に近い場所に設置すること。

(2) 防護する部分に対して有効に放射できること。この際、ホースを延長する経路、ホースの長さ、放水距離等を総合的に勘案し判断すること。

4 機器

認定品とすること。●

5 条例の規定により設置する場合の取扱い

条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、パッケージ型消火設備を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用するものとする。

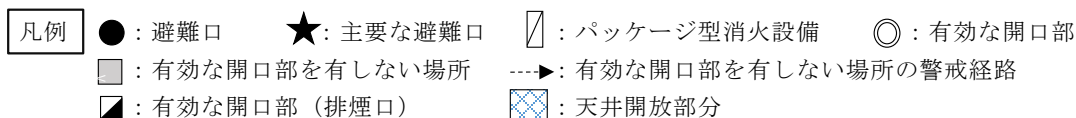
(1) 令第11条の規定による設置義務である要件を除き、告示第12号に適合していること。

(2) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。

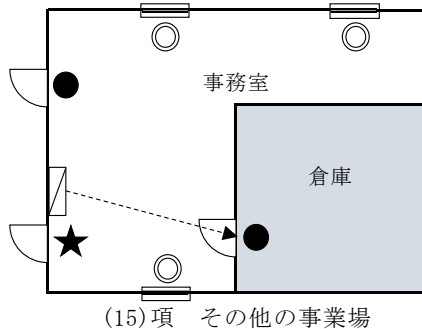
(3) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。

(4) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期に行い、その結果を報告すること。

「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所の例

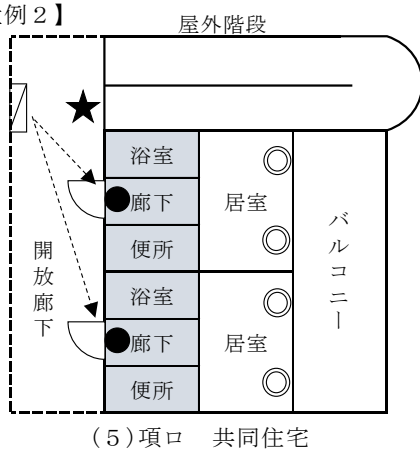


【設置例 1】



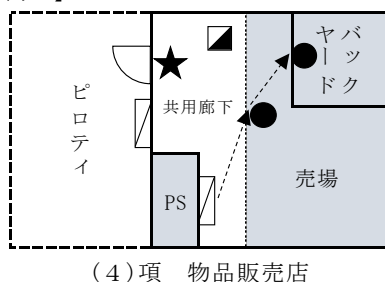
- ・事務室は、有効な開口部を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・倉庫は、避難口を容易に見とおしでき、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部を有するため、2(2)に適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

【設置例 2】



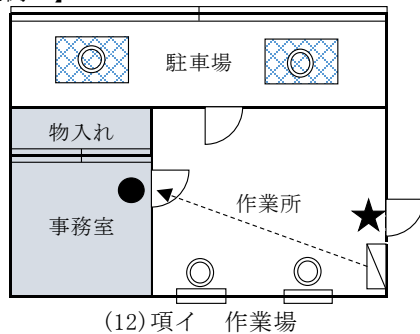
- ・居室は、有効な開口部を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・廊下は、避難口を容易に見とおしでき、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部（開放廊下）を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・浴室及び便所は、2(2)イに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

【設置例 3】



- ・共用廊下は、有効な開口部（排煙口）を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・売場及びバックヤードは、避難口を容易に見とおしでき、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部（排煙口）を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・PSは、2(2)イに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

【設置例 4】



- ・駐車場及び作業所は、有効な開口部を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・事務室は、避難口を容易に見とおし、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・物入れは、人が立ち入らない部分のため、2(2)イに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当